

議案第15号

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年11月30日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(191) 略

(192) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第57条において準用する同法第18条の規定に基づく地域通訳案内士の登録
1件につき4,000円

(193) 通訳案内士法第57条において準用する同法第23条第2項の規定に基づく地域通訳案内士登録証の訂正 1件につき3,000円

(193の2) 通訳案内士法第57条において準用する同法第24条の規定に基づく地域通訳案内士登録証の再交付 1件につき3,000円

(194) 旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）第5条第1項の規定により処理することとされている旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく旅行業等の登録 次に掲

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(191) 略

(192) 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条の2第8項において準用する通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条の規定に基づく地域限定特例通訳案内士の登録
1件につき4,000円

(193) 構造改革特別区域法第19条の2第8項において準用する通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく地域限定特例通訳案内士登録証の訂正 1件につき3,000円

(193の2) 構造改革特別区域法第19条の2第8項において準用する通訳案内士法第24条の規定に基づく地域限定特例通訳案内士登録証の再交付 1件につき3,000円

(194) 旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）第2条第1項の規定により処理することとされている旅行業法（昭和27年法律第239号）第4条第1項の規定に基づく旅行業等の登録

げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略

- (195) 旅行業法施行令第5条第1項の規定により処理することとされている旅行業法第6条の3第1項の規定に基づく旅行業の有効期間の更新の登録 1件につき17,000円
- (196) 旅行業法施行令第5条第1項の規定により処理することとされている旅行業法第6条の4第1項の規定に基づく旅行業の業務範囲の変更の登録 1件につき11,000円

(196の2) 旅行業法施行令第5条第2項の規定により処理することとされている旅行業法第23条の規定に基づく旅行サービス手配業の登録 1件につき15,000円

(197)～(302) 略

(303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 1級建築士事務所 1件につき17,000円

イ 2級建築士事務所又は木造建築士事務所 1件につき
12,000円

(304)～(328) 略

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略

- (195) 旅行業法施行令第2条第1項の規定により処理することとされている旅行業法第6条の3第1項の規定に基づく旅行業の有効期間の更新の登録 1件につき17,000円
- (196) 旅行業法施行令第2条第1項の規定により処理することとされている旅行業法第6条の4第1項の規定に基づく旅行業の業務範囲の変更の登録 1件につき11,000円

(197)～(302) 略

(303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 1級建築士事務所 1件につき15,000円

イ 2級建築士事務所又は木造建築士事務所 1件につき
10,000円

(304)～(328) 略

2 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月4日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項第194号から第196号までの改正規定及び次項の規定 公布の日

(2) 第2条第1項第303号の改正規定 平成30年4月1日

(施行日前の旅行サービス手配業の登録の申請に係る手数料の徴収)

2 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）附則第4条の規定により新旅行業法（同条に規定する新旅行業法をいう。）第23条の登録を受けようとする者が平成30年1月4日前に行う申請については、1件につき15,000円の手数料を徴収する。

3 前項の規定により手数料を徴収した申請に係る登録については、改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、同条第196号の2に規定する手数料は徴収しない。